

申告はお早めに

確定申告日程

平成23年分の所得税・住民税・消費税の申告相談を次ページのとおり実施します。

対象地区の日程に合わせてお越しくださいますようお願いいたします。

平日の申告相談に來られない方のため、2月19日(日)と3月3日(土)に休日申告相談を行います。

申告に必要なもの

- ▽印鑑
 - ▽会計帳簿・領収書、支払証明書および控除証明書(国民年金、農業者年金、生命保険、長期損害保険、地震保険、医療費、農業資材など)
 - ▽源泉徴収票
 - ▽心身の障がい分かるもの(身体障害者手帳など)
 - ▽肉用牛売却による免税証明書
- ▽申告の内容によって所得税がかかる場合や還付になる場合がありますので、申告者全員の口座番号を控え、銀行印をお持ちください。

申告しなければならぬ方

平成24年1月1日現在、小野町に住んでいる方で、

- ①平成23年中に給与所得以外の所得(農業、営業、不動産、譲渡、年金など)がある方
- ②給与所得者で、年末調整が済んでいない方
- ③医療費控除や社会保険料控除(国民健康保険や国民年金)などを受けた方
- ④初めて住宅借入金等控除を受ける方、もしくは年末調整で住宅借入金等控除を受けなかった方

申告しなくてもよい方

- ①平成23年中の所得が給与だけで、年末調整が済んでいる方(勤務先から町に給与支払報告書の提出がない方は申告が必要です)
- ②税務署において確定申告を済ませた方

消費税の申告について

税務署に「簡易課税選択届出」をした方の消費税申告を

受け付けます。一般課税の方は、税務署で申告をお願いします。

農家の皆さんへ

※青色申告以外の方へ

申告には、平成23年分農業経営状況調査票・集落農政推進協議会長から配布されたもの(必要事項を記入の上、お持ちいただく)と、申告相談にかかる時間が短縮できます。

確定申告はe-Taxで!

■e-Taxってなに?

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して申告、申請、届出などができる便利なシステムです。

■e-Taxのメリット

①最高4千円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告書の提出を本人の電子署名および電子証明書を付して行うと、所得税額から最高4千円の控除を受けることができます。

※平成19、20、21、22年分い

ずれかの確定申告で控除を受けた方は受けられません。

②添付書類を提出省略

e-Taxで確定申告を

行った場合、医療費の領収書や源泉徴収票などの提出や提示を省略することができます。

③還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。

④24時間受け付け

1月16日(月)から3月15日(木)までの間は、24時間受け付けを行っています。

e-Taxについては、国税庁ホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

税務課 ☎72-6932

郡山税務署からのお知らせ

例年、申告会場となっていた「ビッグパレット」は震災の影響により使用できないため、今年の申告会場が変更になっています。郡山税務署の平成23年分の確定申告会場は喜久田町「南東北総合卸センター」協同組合イベントホールです。お間違えのないようお願いいたします。

■期間

2月1日(水)から3月15日(木)まで(土・日・祝祭日を除く)

■受付時間

午前9時30分から午後4時まで

■郡山税務署

☎024-932-2041

■受付時間

午前9時30分から午後4時まで

■郡山税務署

☎024-932-2041

所得がない方も申告を

↳ 国保・後期高齢者医療からのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療では、所得の少ない方を対象に、保険料(料)の軽減や高額医療費自己負担額の軽減制度があります。これらの軽減措置を受けるには、被保険者と世帯主の所得申告が必要です。

税法上の申告義務がない方(障害年金、遺族年金などを支給している方や所得のない方)でも、所得の申告をする必要がありますので、忘れずに申告してください。

■所得申告が必要な方の例

- ・障害年金・遺族年金のみ受給している方
- ・無収入の方(1年間全く所得がなかった方)

※確定申告をしている方や公的年金のみ受給している方は、申告の必要はありません。

■町民生活課

☎72-6933